

令和5年度 学生定期健康診断の実施について（駿河台校舎）

定期健康診断は、学校保健安全法に基づき、病気の早期発見と予防のため、学生が自らの健康状態を知ることがを目的とし、年に1回実施しています。主旨をご理解の上、受診してください。

なお、就職活動、進学・編入学、奨学金申請、TA等を希望する学生は、必ず受診してください。

（未受診の場合は「健康診断証明書」を発行することができません）。

今年度も新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、1日あたりの受診者数を制限しています。原則「指定の受付時間」に受診してください。

1 日 程

| | 受付時間 | 学 科・専 攻 | 学年 | 受付時間 | 学 科・専 攻 | 学年 |
|-------------------------|-------------|---------------|----|-------------|-------------|----|
| 4 月 3 日 (月) | 9:00～ 9:30 | 物 理 学 科 | 2年 | 13:00～13:30 | まちづくり工学科 | 4年 |
| | 9:30～10:00 | 物 理 学 科 | 3年 | 13:30～14:00 | 機 械 工 学 科 | 4年 |
| | 10:00～10:30 | 電 気 工 学 科 | 4年 | 14:00～14:45 | 土 木 工 学 科 | 2年 |
| | 10:30～11:15 | 物 質 応 用 化 学 科 | 2年 | 15:00～15:30 | 数 学 科 | 3年 |
| 4 月 4 日 (火) | 9:00～ 9:30 | まちづくり工学科 | 3年 | 13:00～14:00 | 電 気 工 学 科 | 2年 |
| | 9:30～10:00 | 数 学 科 | 4年 | 14:00～14:30 | 機 械 工 学 科 | 3年 |
| | 10:00～10:45 | 機 械 工 学 科 | 2年 | 14:30～15:15 | 土 木 工 学 科 | 3年 |
| | 10:45～11:15 | 物 質 応 用 化 学 科 | 3年 | — | | |
| 4 月 5 日 (水) | 9:00～ 9:30 | 数 学 科 | 2年 | 13:00～14:15 | 建 築 学 科 | 4年 |
| | 9:30～10:30 | 建 築 学 科 | 2年 | 14:30～15:00 | 物 理 学 専 攻 | — |
| | 10:30～11:00 | まち、数学、量子専攻 | — | 15:00～15:30 | まちづくり工学科 | 2年 |
| | 11:00～11:30 | 物 理 学 科 | 4年 | 15:30～16:00 | 電 気 工 学 科 | 3年 |
| 4 月 6 日 (木) | 9:00～10:15 | 建 築 学 科 | 3年 | 13:00～14:00 | 土 木 工 学 科 | 4年 |
| | 10:30～11:15 | 物 質 応 用 化 学 科 | 4年 | 14:00～14:30 | 建 築 学 専 攻 | — |
| | 11:15～11:45 | 土 木 工 学 専 攻 | — | 14:30～15:00 | 電 気、応化専攻 | — |
| | — | | | 15:00～15:30 | 機 械 工 学 専 攻 | — |

2 受付場所 1号館7階171教室

3 受診項目 身長・体重・視力・内科診察・胸部レントゲン（検尿はありません）

4 持参物 ① 学生証（学生証を受領していない場合は受付時に名前・生年月日を確認します）
② 使用中のメガネまたはコンタクトレンズ
③ ボタンや飾りのついていない無地のTシャツ
（女子は必ず準備をお願いします。検査着の貸出はありません。）
※ 会場は混雑が予想されますので、マスクの着用を推奨します。

5 注意事項

- ① 自宅で必ず検温を行い、登校してください。
- ② 新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者（要観察対象者）は指定された療養・自宅待機の期日まで入構できません。なお、健康診断期間内に入構解除が予定される場合は、保健室に相談してください。
- ③ 発熱・体調不良がある場合は入構不可のため受診できません。無理をせず休養に努め、かかりつけ医や地域の医療機関へ相談してください。

体調不良時は、以下の内容をよく確認してください。

【体調不良時の自宅待機の基準】

以下の（1）あるいは（2）の症状がある場合は自宅待機となります。

保健室へ電話連絡をお願いします。（TEL：03-3259-0612）

- （1）体温が37.5℃以上もしくは平熱より0.5℃以上高い場合
- （2）体調に異常のある場合（咳、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚異常、嗅覚異常など）

【自宅待機解除の基準】

以下の（1）～（3）の全ての基準を満たしていることを原則として自宅待機を解除します。

- （1）解熱後4日経過した。
- （2）発熱以外の症状が改善後4日経過した。（発熱以外の症状：咳、息苦しさ（呼吸困難）、息切れ、強いだるさ（倦怠感）、味覚異常、嗅覚異常など）
- （3）最初の症状（発熱又は②の症状）が発症してから7日以上が経過し、かつ解熱あるいはその他の症状が改善し4日が経過している。

- ④ 大学院生は、所属する専攻のある校舎で受診してください。

※ ただし、駿河台校舎の専攻で、研究室が船橋校舎にある場合は、船橋校舎で受診が可能です。

事前に研究室の先生へ受診校舎変更の申請を依頼してください。

- ⑤ 4/3～6の期間内に諸事情により受診できなかった学生は、外部の医療機関で健康診断を実施し（費用は自己負担）、健康診断結果の写しを保健室へ提出してください。（郵送可）※項目は上記3と同様